(証券コード：2652)
2020年12月３日

株　主　各　位

東京都中野区中野五丁目52番15号
株式会社まんだらけ
代表取締役社長　古　川　益　蔵

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様の安全を第一に考えまして、当日のご来場はお控えくださいますようお願い申しあげます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2020年12月17日（木曜日）午後８時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年12月18日（金曜日）午前９時30分開場、午前10時開会

２．場　　所　東京都中野区中野四丁目１番１号
サンプラザ　８階５号研修室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報告事項　第34期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役11名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

４．議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年12月17日（木曜日）午後８時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（３頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2020年12月17日（木曜日）午後８時までに行使してください。

５．招集にあたっての決定事項

代理人出席により議決権を行使される場合は、当社定款第14条の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主１名に限るものといたします。また、この場合、議決権行使書のほか委任状等代理権を証明する書面を会場受付にご提出いただくことを要するものといたします。

以　上

〇本招集通知に掲載いたしました事業報告、計算書類、株主総会参考書類に修正の必要が生じました場合は、修正後の事項を当社webサイト（ホームページアドレス https://mandarake.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。
〇本総会の決議事項につきましては、書面による決議通知の送付はせず、上記の当社ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。
〇総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net

2．議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインＱＲコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度ＱＲコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

３．議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2020年12月17日（木曜日）午後８時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

４．パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

５．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］0120(652)031　（受付時間　9：00～21：00）

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行　証券代行部
［電話］0120(782)031　（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、当初、企業収益や雇用・所得環境の改善が持続され、底堅い回復基調を維持していましたが、2020年に入り、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、景気は急速に悪化し、極めて厳しい状況となりました。

当社が属する中古商品業界におきましては、消費者の将来に対する不安感から、節約志向はより強固となり、高まる生活防衛意識もあって、中古品全般の需要は維持されましたが、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言と、これに伴う外出自粛等により、お客様のご来店機会は大きく損なわれ、また消費税増税による消費の減速傾向も続くなか、業者間の競争はさらに激化をたどる事業環境になっております。

このような事業環境のもとで当社は、これまでの方針を継続し、最新の商品からマニアックな希少品まで、新たな商材の掘り起こしと、その市場の創出と定着を図りながら、品揃えの拡充を進めました。当社が取り扱う商品については、買い取りの告知などを通じて世間の興味を集め、掘り起こしました多種多様な商品は、店頭及びweb上で全世界に向けて紹介し、コレクターをはじめ一般のお客様の、潜在的ニーズを引き出す営業活動を展開いたしました。

当社は基幹のPOSシステムに蓄積されたデータを用いて、買い取り実績のある商品は仕入から販売、保管の状況を一貫して把握し、需要動向や在庫状況に応じ迅速で的確な価値判断をすることによって、仕入の拡充を進めております。新規取り扱いの商品は、直ちにマスタデータを登録、常に最新情報の補完を進めて、以後の仕入動向に基づいた確度の高い販売可能性を追求し、他社に先がけてその魅力を伝え、市場の創出と育成を図っております。当社は「適正価格で買い取る」という基本方針の徹底によって多数の良質な商品を買い取り、適切な価格で販売する展開をもって、お客様の満足度を高めてまいりました。

販売面におきましては、まんだらけSAHRA（サーラ）を主力とするweb通信販売に注力し、全世界に向けた販路の拡大と、国内外のお客様からの幅広い注文に、迅速に応えられる体制を整えました。2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響から、店頭販売は減少いたしましたが、通信販売は増加となり、さらに2020年８月にはオークション大会も開催するなど、売上高の著しい減少

を回避しながら、堅調な業績推移への回帰を図っております。

その他、2019年12月に開店した「CoCoo」及び「那由多」の売上高も、着実に伸びを見せており、中野店をはじめとする全店舗で、店頭、通販を問わずに様々なイベントを展開し、お客様に楽しんでいただける営業活動を継続してまいります。

これらの営業展開によりまして、当事業年度の売上高は9,017百万円（対前年同期比10.3%減）となり、経常利益は245百万円（対前年同期比71.0%減）に、当期純利益は139百万円（対前年同期比75.3%減）となりました。

当事業年度の商品分類別売上高の状況は次のとおりであります。

商品分類	金額（千円）	対前年同期比（%）	構成比（%）
出版物	70,412	△15.3	0.8
本	1,188,906	△10.2	13.2
TOY	4,692,018	△4.0	52.0
同人誌	1,088,995	△17.6	12.1
その他	1,977,602	△18.8	21.9
合計	9,017,937	△10.3	100.0

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は149百万円であり、その主なものは12月に新規オープンいたしましたCoCoo及び那由多の設備工事によるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度においては、安定的な事業活動の継続を目的として新規に株式会社りそな銀行より800百万円、株式会社商工組合中央金庫より300百万円、株式会社三井住友銀行より200百万円、その他の金融機関より700百万円、総額で2,000百万円の長期借入金を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第31期 (2017年度)	第32期 (2018年度)	第33期 (2019年度)	第34期(当期) (2020年度)
売上高（千円）	9,583,495	9,865,114	10,059,003	9,017,937
経常利益（千円）	690,349	659,867	847,732	245,826
当期純利益（千円）	410,216	424,619	564,034	139,191
1株当たり当期純利益（円）	61.92	64.10	85.14	21.01
総資産（千円）	14,732,972	15,145,243	15,638,298	15,852,786
純資産（千円）	6,334,784	6,752,831	7,310,089	7,442,565
1株当たり純資産額（円）	956.23	1,019.33	1,103.45	1,123.45

（注）１．売上高に消費税等は含まれておりません。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、広大なサブカルチャー全般にあって、まんが、アニメーション関連の商品をはじめとしたコレクターアイテムとなり得る中古品に対し、適正な価値の追求に努め、新たな商品市場の創造と安定化を進めることによって、これらの商品をメインカルチャー化し、時代を超越して受け継がれなければならない文化を守る企業としての成長を目指しております。このような目的に対し、当社は以下の課題に対処してまいります。

① 人材の確保と育成

当社が継続して発掘し、創造を目指す新たな商品の市場にあって、大多数の商品が一般に、その価値を適正認識されておりません。これらの商品の価値は、その価値評価を支える正確な情報の収集と適時的確な発信が不可欠であり、このような情報受発信の機会として、お客様と直接に、密なコミュニケーションを得る必要があります。お客様からもたらされる多種多様な情報を漏らすことなく捉えて、既存取り扱い商品の充実と、新規に取り扱うべき商品の発掘と収集に活用し、さらに商品知識と情報分析力を高めて適正に価値を判断できる能力や、市場創造の企画、開発が行える人材を確保し、また社内で教育、指導することを課題として、当社は研修制度の充実に取り組んでまいります。

② POSシステムの強化

当社は、常に新しい商品をその適正な価値をもって取り扱い、新たな市場を創造し、また定着と安定した市場拡大を求めることから、当社の有する中古商品情報及び商品自体は増加を続けるものであり、これらの管理は最重要の経営課題にほかなりません。当社は独自に開発したPOSシステムを用いて、全店舗部署が同時にあらゆる商品の最新時点における仕入と販売、さらに在庫状況を把握し、その現状分析をもって今後を予測し、常に適正な価値判断を行えるよう、POSシステムの機能向上と更新に、絶えることなく取り組んでまいります。

③ 店舗及び通販展開

当社は、お客様と直接にコミュニケーションをとることで得た、様々な情報を基に新たな商品の発掘と市場の開拓を図るため、相応の人口を擁する大都市圏を中心に新規出店を継続の課題にするとともに、通販の動向から、間接に幅広く、お客様のニーズや嗜好の変化を読み取るべく、通販機能の強化と拡充に取り組んでまいります。当社の出店によって、取扱商品をお客様にご覧いただく機会を広げ、また通販サイトに掲載する商品数の増加を維持、継続することで、多様な商品に対する興味と驚きのある価値の認識を得て、これら商品の社会的ステイタスを高め、仕入の充実と販路拡大の両面を追求してまいります。

④　情報収集と商品仕入の強化

当社は、国内外全域において当社の出店がなく、当社各店へのご来店もまた、困難なお客様に対し、web通信販売を積極的に展開し、継続して拡充を図っております。通信販売に加え、当社の厳選商品を揃えたオークション大会開催を続けますほか、別に「毎日オークション」と称する通年のオークションサイトも運営し、全世界のお客様へ向け商品に対する興味を湧き立たせる機会を設け、販売を推進しております。海外のお客様に向けた当社、web上の多言語対応は、国境を越え世界各地からのweb通信販売利用を促進しており、同時に全世界規模でのお客様のニーズを収集する貴重な情報源として有効に機能しております。

店頭で対面での仕入、販売時にお客様から得られる情報と、webに寄せられる一般的で広範囲からの多様なお客様ご意見、お問い合わせ、ご要望等を合わせました「お客様の声」を貴重な経営資源として、当社はこれら「お客様の声」へ迅速且つ的確に対応し、商品価格の見直し、新規商品の発掘と定番化の推進、店舗運営や接客等の改善など、当社事業の一層の向上を最重要経営課題として、このような情報収集と商品仕入の強化に取り組んでまいります。

当社は、これらの課題に対して真摯に取り組み、対処のための社内構造改革を絶やさず、お客様、株主の皆様、従業員の満足度を最大限に高めてまいる所存であります。

(5) 主要な事業内容（2020年９月30日現在）

当社は、まんが、おもちゃ、同人誌、アニメーション関連グッズその他、あらゆるコレクターアイテムとなり得る中古品を取り扱い、正確な価値判断をもって、これら中古品を買い取り、販売することを主たる事業としております。

(6) 主要な事業所等（2020年９月30日現在）

本　　社	東京都中野区中野五丁目52番15号
本　　店	中野本店：東京都中野区中野
支　　店	渋谷店（東京都渋谷区）、コンプレックス（東京都千代田区）、CoCoo（東京都千代田区）、ララ（東京都豊島区）、那由多（東京都豊島区）、名古屋店（名古屋市中区）、うめだ店（大阪市北区）、グランドカオス（大阪市中央区）、福岡店（福岡市中央区）、小倉店（北九州市小倉北区）、札幌店（札幌市中央区）、宇都宮店（栃木県宇都宮市）
倉　　庫	都内倉庫（東京都板橋区）、SAHRA（千葉県香取市）

(7) 従業員の状況（2020年９月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
364名	3名減	36.3歳	9.8年

（注）　従業員数には、嘱託及びパートタイマー414名を含んでおりません。

(8) 主要な借入先（2020年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,198,642千円
株式会社りそな銀行	1,221,434千円
株式会社商工組合中央金庫	1,133,000千円
株式会社みずほ銀行	833,600千円
株式会社横浜銀行	265,600千円
株式会社静岡銀行	225,007千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況（2020年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　20,628,000株
② 発行済株式の総数　7,236,000株
③ 株　主　数　13,191名
④ 大株主

（発行済株式（自己株式を除く）の総数の上位10名の株主）

株主名	持株数	持株比率
古川益蔵	2,293,800株	34.6%
古川清美	288,000株	4.3%
有限会社カイカイキキ	266,900株	4.0%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	159,700株	2.4%
まんだらけ従業員持株会	131,300株	1.9%
渡邉薫	124,500株	1.8%
西田貴美	108,000株	1.6%
北沢一記	48,800株	0.7%
まんだらけ役員持株会	46,100株	0.6%
MSIP CLIENT SECURITIES	42,100株	0.6%

（注）１．当社は、自己株式を611,238株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古川益蔵	
取締役	辻中雄二郎	副社長、中野店長
取締役	川代浩志	経理部長
取締役	西田貴美	管理部門副統括
取締役	田中幹教	Web制作部長
取締役	竹下典宏	コンプレックス店長
取締役	香西陽	渋谷店長
取締役	小山雄介	グランドカオス店長
取締役	野久尾亮	うめだ店長
取締役	青木義治	
取締役	田辺秀朗	株式会社東京税経総合研究所　代表取締役 税理士法人東京税経総合事務所　理事長 砂山靴下株式会社　非常勤監査役 株式会社日本プロマイト　非常勤取締役
常勤監査役	雨宮正文	
監査役	齋藤禎範	
監査役	大工原幸人	株式会社ディービーエス研究所　代表取締役

(注) 1．取締役青木義治氏、取締役田辺秀朗氏の２名は社外取締役であります。
2．監査役３名は社外監査役であります。
3．監査役雨宮正文氏は、他社での経理経験、監査役経験を有しており、財務および会計に相当程度の知見を有するものであります。
4．当社は、取締役青木義治氏、取締役田辺秀朗氏、常勤監査役雨宮正文氏、監査役齋藤禎範氏、監査役大工原幸人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．監査役大工原幸人氏は、補欠監査役より2020年１月22日に就任いたしました。

② 事業年度中に退任した監査役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
監査役	増田昌徳	増田公認会計士事務所　所長 株式会社東朋ＦＡ　代表取締役	2019年12月20日
監査役	中村尋人	中村公認会計士事務所　所長	2020年１月22日

(注) 1．監査役増田昌徳氏は、任期満了による退任であります。
2．監査役中村尋人氏は、辞任による退任であります。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　　給　　額
取　　締　　役	11名	144,080千円
（うち社外取締役）	（2名）	（2,400千円）
監　　査　　役	5名	6,700千円
（うち社外監査役）	（5名）	（6,700千円）
合　　計	16名	150,780千円
（うち社外役員）	（7名）	（9,100千円）

④　社外役員に関する事項

ⅰ　重要な兼職先と当社との関係

・取締役田辺秀朗氏は、株式会社東京税経総合研究所の代表取締役並びに税理士法人東京税経総合事務所の理事長を兼務しております。なお、当社と株式会社東京税経総合研究所及び税理士法人東京税経総合事務所との間には特別の関係はありません。

・監査役大工原幸人氏は、株式会社ディービーエス研究所の代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社ディービーエス研究所との間には特別の関係はありません。

・監査役を辞任した中村尋人氏は、中村公認会計士事務所の所長を兼務しておりました。なお、当社は中村公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。

ⅱ　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動の状況
取締役	青木義治	当事業年度開催の取締役会には、12回すべてに出席し、事業運営の経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。
取締役	田辺秀朗	当事業年度開催の取締役会には、12回すべてに出席し、経営コンサルタントとしての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。
常勤監査役	雨宮正文	当事業年度開催の取締役会及び監査役会には、12回すべてに出席し、他社における監査役としての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。
監査役	中村尋人	2020年１月22日に辞任するまでに開催された取締役会及び監査役会には、４回すべてに出席し、主に公認会計士としての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。
監査役	齋藤禎範	2019年12月20日就任後に開催の取締役会及び監査役会には、10回すべてに出席し、主に司法書士としての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。
監査役	大工原幸人	2020年１月22日就任後に開催の取締役会及び監査役会には、８回すべてに出席し、主に会社経営者としての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。

ⅲ　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 会計監査人の状況

① 当社の会計監査人の名称　　監査法人ハイビスカス

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は以下のとおりであります。

i	当事業年度に係る報酬等の額	13,000千円
ii	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）1．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額は、これらの合計額で記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当した場合または会計監査人の適切性、妥当性、独立性を阻害する事由の発生等により、適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、会社法第344条に基づいて監査役会が決定した会計監査人の解任または不再任の議案を、株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当した場合、会計監査人の解任を検討し、必要あると判断した場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程に則り、法令及び定款に定められた事項並びに企業経営上の重要な業務に関する事項を決議するとともに、各取締役から業務執行状況の報告を受け、各取締役の業務執行を管理、監督しております。

コンプライアンスについては、企業に求められる倫理観及び遵法精神に基づき、コンプライアンスの実践、浸透のための各種企画、立案、推進を図り全社的な取り組みを徹底しております。

取締役は、監査役等とともに毎月１回以上、開催される経営会議において重要事項の審議、業務及び予算執行状況の確認を行うことで迅速且つ円滑、適正な経営を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関わる情報としての取締役会議事録、稟議書、契約書その他の重要な文書及び電磁的記録は、法令及び社内規程に基づき、適切且つ確実に保存並びに管理を行い、また閲覧可能な状態を整えております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業上において発生が想定されるリスクに対しては、リスクに関する規程を策定し、関係する部署間の連携及び対応を図っております。

その運用に関しては、内部監査規程に基づき、内部監査室が計画的に監査を実施し、これを適切に見直し常にリスク管理体制を強化しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、各取締役の業務分担を定め、各取締役の責任と権限の所在を明確にするとともに、職務権限規程等の各種規定により明確で効率的な職務の執行を図っております。

また定例の取締役会における、業績報告等によって事業活動の状況を適切に把握し、経営の透明性と健全性を高めております。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は設置すべきであるかを検討し、また人数、報酬等の決議をいたします。

補助使用人を置くことといたしました場合の当該補助使用人は、職務遂行に当たり取締役からの指揮命令は受けないものといたします。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとしております。また、取締役及び使用人は、当社の事業及び業績に重大な影響を及ぼす懸念のある事実を確認した場合には、速やかに監査役に報告するものとしております。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長のほか会計監査人との定期的な意見交換を行うものとしております。また、必要に応じて取締役や使用人からの報告を求めるほか、内部監査室とも情報交換を行い、連携して監査を有効に行うものとしております。

⑧　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

ⅰ　当社取締役会は、当社の各部門から毎月、各部門における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査役との情報共有と経営管理を行っております。

ⅱ　当社監査役は、毎月開催される当社の取締役会に出席しております。また、当社の監査を実施し、業務の適正性の確認を行い、これらの結果について、監査役会を毎月開催し、情報の共有を行っております。

ⅲ　財務報告に係る内部統制については、年間の基本計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

ⅳ　反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

（注）　本事業報告の数値は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年９月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**9,348,719**	**流動負債**	**4,407,412**
現金及び預金	766,573	買掛金	24,311
売掛金	264,400	短期借入金	1,482,000
商品及び製品	8,153,666	一年以内返済予定長期借入金	2,261,089
仕掛品	2,080	一年以内償還予定社債	131,000
貯蔵品	19,599	未払金	199,941
前払費用	60,471	未払費用	63,207
未収入金	26,623	未払法人税等	26,876
未収還付法人税等	15,304	前受金	47,799
その他の流動資産	39,999	預り金	49,484
固定資産	**6,504,067**	賞与引当金	50,456
有形固定資産	**5,622,706**	株主優待引当金	71,245
建物	2,809,871	**固定負債**	**4,002,809**
構築物	217,330	社債	186,000
機械装置	99,525	長期借入金	2,994,470
車輌運搬具	3,468	退職給付引当金	758,247
器具備品	276,373	資産除去債務	64,092
土地	2,216,136	**負債合計**	**8,410,221**
無形固定資産	**13,389**	**純資産の部**	
ソフトウェア	13,389	**株主資本**	**7,442,533**
投資その他の資産	**867,971**	**資本金**	**837,440**
投資有価証券	446	**資本剰余金**	**1,117,380**
出資金	800	資本準備金	1,117,380
長期貸付金	16,000	**利益剰余金**	**5,620,593**
差入保証金	349,038	利益準備金	3,000
長期前払費用	6,138	その他利益剰余金	5,617,593
繰延税金資産	511,546	特別償却準備金	333
貸倒引当金	△16,000	別途積立金	2,218,000
		繰越利益剰余金	3,399,260
		自己株式	**△132,879**
		評価・換算差額等	**31**
		その他有価証券評価差額金	31
		純資産合計	**7,442,565**
資産合計	**15,852,786**	**負債・純資産合計**	**15,852,786**

損　益　計　算　書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
売上高	9,017,937
売上原価	4,239,670
売上総利益	**4,778,266**
販売費及び一般管理費	4,520,991
営業利益	**257,274**
営業外収益	**39,710**
受取利息	4
受取配当金	32
受取保険金	20,859
雇用調整助成金	12,476
その他の営業外収益	6,337
営業外費用	**51,159**
支払利息	42,198
社債利息	3,656
為替差損	48
社債発行費	517
融資等手数料	3,994
その他の営業外費用	744
経常利益	**245,826**
特別損失	**0**
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	**245,826**
法人税・住民税及び事業税	**139,172**
法人税等調整額	**△32,538**
当期純利益	**139,191**

株主資本等変動計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年10月１日残高	837,440	1,117,380	3,000	333	2,018,000	3,466,693	5,488,026
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立					200,000	△200,000	－
剰余金の配当						△6,624	△6,624
当期純利益						139,191	139,191
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	200,000	△67,433	132,566
2020年９月30日残高	837,440	1,117,380	3,000	333	2,218,000	3,399,260	5,620,593

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2019年10月１日残高	△132,879	7,309,967	122	7,310,089
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立		－		－
剰余金の配当		△6,624		△6,624
当期純利益		139,191		139,191
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△91	△91
事業年度中の変動額合計	－	132,566	△91	132,475
2020年９月30日残高	△132,879	7,442,533	31	7,442,565

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品　高額品…個別法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の商品…売価還元法による低価法

② 製品・仕掛品　個別法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ 貯蔵品　最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券

ⅰ 時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ⅱ 時価のないもの　移動平均法による原価法

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法　時価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　定率法
ただし、1988年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産　定額法
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用　定額法

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 株主優待引当金　株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務	決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
(2) ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 なお、金利スワップ等については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
(3) 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅲ．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ．追加情報

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくとも一定期間継続するという仮定に基づき、固定資産の減損損失及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

Ⅴ．貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

（担保に供している資産）

建物	2,193,461千円
土地	2,117,079千円
合計	4,310,541千円

（上記に対応する債務）

一年以内償還予定社債	91,000千円
社債	26,000千円
一年以内返済予定長期借入金	1,151,558千円
長期借入金	2,264,618千円
合計	3,533,176千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　3,141,086千円

3．金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅵ．損益計算書に関する注記

金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	7,236,000	－	－	7,236,000
合計	7,236,000	－	－	7,236,000
自己株式				
普通株式	611,238	－	－	611,238
合計	611,238	－	－	611,238

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年12月20日定時株主総会	普通株式	6,624	1.00	2019年９月30日	2019年12月23日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年12月18日定時株主総会	普通株式	6,624	利益剰余金	1.00	2020年９月30日	2020年12月21日

3．金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	5,274千円
棚卸資産評価損	278,355千円
株主優待引当金	21,801千円
賞与引当金	15,439千円
退職給付引当金	232,023千円
貸倒引当金繰入超過額	4,896千円
資産除去債務	19,612千円
その他	19,502千円
繰延税金資産小計	596,904千円
評価性引当額	△83,211千円
繰延税金資産合計	513,692千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,030千円
その他	△115千円
繰延税金負債合計	△2,145千円
繰延税金資産純額	511,546千円

2．金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅸ. 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入によっております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

差入保証金につきましては、店舗等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を行っております。

債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、借入期間は一部を除き基本として５年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引によりリスク低減を行っております。

デリバティブ取引は、内部規程に従い、借入金の金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等の実需の範囲で行うものとしております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時　　価(*)	差　　額
(1) 現金及び預金	766,573	766,573	－
(2) 売掛金	264,400	264,400	－
(3) 投資有価証券	446	446	－
(4) 買掛金	(24,311)	(24,311)	－
(5) 短期借入金	(1,482,000)	(1,482,000)	－
(6) 長期借入金	(5,255,559)	(5,244,617)	△10,941
(7) 社債	(317,000)	(317,819)	819
(8) デリバティブ取引	－	－	－

(*) 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金、並びに (2) 売掛金
これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(4) 買掛金、並びに (5) 短期借入金
これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(7) 社債
これらの時価については、元利金の合計額を同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(8) デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）２．差入保証金（349,038千円）は、店舗等の賃貸借保証金であり返還時期の見積もりが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（注）３．出資金については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

３．金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

X．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

XI．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	1,123円45銭
２．１株当たり当期純利益	21円01銭

XII．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月24日

株式会社　まんだらけ
取締役会　御中

監 査 法 人 ハ イ ビ ス カ ス
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　森崎　恆平　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　丸木　章道　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社まんだらけの2019年10月１日から2020年９月30日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年10月１日から2020年９月30日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類および附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年11月25日

株式会社 ま ん だ ら け 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 雨 宮 正 文 ㊞

監 査 役（社外監査役） 齋 藤 禎 範 ㊞

監 査 役（社外監査役） 大工原 幸 人 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

(1)　配当財産の種類

金銭といたします。

(2)　配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき１円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は6,624,762円となります。

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日

2020年12月21日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役11名が任期満了となりますので、新たに取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株　式　数
1	古　川　益　蔵 （1950年10月21日生）	1980年５月　まんだらけ創業 1987年２月　当社取締役 1990年11月　当社代表取締役社長（現任）	2,293,800株
2	辻　中　雄二郎 （1971年８月５日生）	1998年７月　当社入社 2001年３月　当社中野店長（現任） 2002年12月　当社取締役（現任） 2014年10月　当社副社長（現任）	－株
3	川　代　浩　志 （1961年６月25日生）	1984年４月　株式会社千葉興業銀行入行 1989年６月　水上税務会計事務所（現　税理士法人東京税経総合事務所）入所 2000年11月　当社入社 2001年７月　当社経理部長（現任） 2002年３月　当社取締役（現任）	3,600株
4	西　田　貴　美 （1965年３月30日生）	1983年４月　藤沢薬品工業株式会社（現　アステラス製薬株式会社）入社 1995年８月　当社入社 1996年３月　当社取締役（現任） 2002年４月　当社管理部門　副統括（現任）	108,000株
5	田　中　幹　教 （1979年２月10日生）	2001年３月　当社入社 2003年10月　当社Web制作部長（現任） 2010年12月　当社取締役（現任）	－株
6	竹　下　典　宏 （1977年7月15日生）	2001年３月　当社入社 2008年３月　コンプレックス店長（現任） 2014年12月　当社取締役（現任）	－株
7	香　西　　陽 （1979年６月17日生）	2004年９月　当社入社 2012年１月　渋谷店長（現任） 2014年12月　当社取締役（現任）	－株
8	小　山　雄　介 （1978年８月24日生）	1998年10月　当社入社 2016年11月　当社グランドカオス店長（現任） 2019年12月　当社取締役（現任）	－株
9	野　久　尾　亮 （1982年２月８日生）	2005年４月　当社入社 2015年５月　当社うめだ店長（現任） 2019年12月　当社取締役（現任）	－株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株　式　数
10	青　木　義　治 （1942年３月14日生）	1968年４月　青木呉服店入店 1978年５月　飲食店（ソカロ）開業 2013年３月　青木呉服店廃業 2015年12月　当社取締役（現任）	－株
11	田　辺　秀　朗 （1964年１月29日生）	1986年４月　Applied Materials, Inc. 入社 1989年10月　水上税務会計事務所（現　税理士法人東京税経総合事務所）入所 2005年９月　株式会社日本プロマイト非常勤監査役 2006年５月　税理士法人東京税経（現　税理士法人東京税経総合事務所）入所 2011年５月　株式会社東京税経総合研究所代表取締役（現任） 2012年５月　税理士法人東京税経総合事務所理事長（現任） 2013年７月　砂山靴下株式会社　非常勤監査役（現任） 2015年12月　当社取締役（現任） 2017年９月　株式会社日本プロマイト非常勤取締役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．青木義治氏及び田辺秀朗氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．当社は青木義治氏及び田辺秀朗氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

４．社外取締役候補者として選任した理由

青木義治氏につきましては、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、長期にわたる事業運営の経験を有しており、当社の社外取締役として適任と判断したためであります。

田辺秀朗氏につきましては、経営コンサルタントとしての豊富な経験と専門的知見を有しており、当社の社外取締役として適任と判断したためであります。

５．青木義治氏及び田辺秀朗氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって５年となります。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役雨宮正文氏が任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株　式　数
1	雨　宮　正　文 （1949年１月１日生）	1973年３月　日本橋倉庫株式会社（現　アジア開発キャピタル株式会社）入社 2001年４月　同社総務部長兼不動産事業部長 2007年２月　株式会社コージツ総務部長 2010年３月　同社経理部長 2010年９月　カーネル・キャピタル株式会社取締役 2011年２月　株式会社コージツ（現　株式会社好日山荘）監査役 2012年12月　当社監査役（現任）	－株
2	大工原　幸　人 （1957年３月23日生）	1980年４月　三井物産株式会社入社 2010年10月　株式会社ディービーエス研究所代表取締役(現任) 2020年１月　当社監査役（現任）	－株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．雨宮正文氏及び大工原幸人氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．社外監査役候補者として選任した理由

雨宮正文氏は、長年にわたる総務、経理業務を経て、取締役及び監査役を経験されており、これらのビジネス経験を当社の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

大工原幸人氏は、同氏がこれまで培ってきた経験等を当社監査体制に活かし、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．当社は雨宮正文氏及び大工原幸人氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

５．雨宮正文氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって８年となります。
大工原幸人氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって１年となります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株　式　数
鈴　木　一　雅 （1972年11月３日生）	2002年10月 2008年３月 2018年10月	新日本監査法人（現　EY新日本有限責任監査法人）入所 鈴木公認会計士事務所開業 （現任） 税理士法人朝日会計社パートナー （現任）	ー株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．鈴木一雅氏は補欠の社外監査役候補者であります。

３．補欠監査役候補者として選任した理由

鈴木一雅氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的知見を有しており、当社の監査において必要な意見表明、提言をいただけることが期待できることから、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．鈴木一雅氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

５．鈴木一雅氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

東京都中野区中野四丁目１番１号
サンプラザ　８階５号研修室
ＪＲ、東京メトロ東西線中野駅北口より徒歩３分

